

# いちえいの 市議会通信

第6号

発行者 阿賀野市議会議員 天野 市榮(いちえい)  
事務所  
連絡先  
メール



市民ファースト！  
市民目線の市政を実現します。

第六号では令和四年十二月から令和五年九月定例会までの一般質問の概要についてお知らせします。

## 令和四年十二月定例会



### 一 し尿等の処理業に係る合理化事業計画について

平成二十四年九月定例会において、下水道の設備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法(合特法)第三条第一項に基づく合理化事業計画の早期策定などを求める請願が市議会に提出され採択された。

(質問) 請願採択から合理化計画の策定(令和元年五月)まで約七年を要した理由と、この間の事業者(阿賀野市環境事業公社)への対応はどうだったのか。

(答弁) 事業者側の一本化、定額制の採用などに時間を要した。

(質問) 阿賀北広域組合清掃センターの閉鎖など計画策定前後に生じた環境変化への対応はどうだったのか。

(答弁) 閉鎖の時期を含め令和三年一月に情報提供を行った。

(質問) 市が行った合特法に基づく事業者への具的支援策は何か。

(答弁) 知事の承認を受けていない計画だが代替業務等の提供などで支援した。

(質問) 合理化計画は市と公社との合意に基づくものか。

(答弁) 公社と協議を重ねて理解を得た上で作成した。

(質問) 令和二年一月に公社が策定した事業再編計画書に対しどのようなサポートを行ったのか。

(答弁) 同計画は公社が単独で作成した。  
(質問) 令和元年六月二十七日付け協定書の趣旨・目的は何か。  
(答弁) 事業再編計画の履行を担保するためのもの。

### 二 道路整備によるまちづくりについて

(質問) 今月四日に国道四十九号水原バイパス(暫定二車線)が部分開通した。先に四車線化した新潟市江南区内のバイパス沿線には工業団地や大型商業施設が立地しその周辺に住宅地が広がっている。これを機に当市においても、若い世代を逃がさない、若い世代を呼び込むために公民連携によるまちづくりが必要ではないか。  
(答弁) 虹の架け橋住宅取得支援など、若い世代や転入者向けの住宅支援制度をPRしたい。

## 令和五年三月定例会



### 一 五泉地域衛生施設組合が整備する最終処分場及びごみの分別収集について

大日地区での最終処分場建設を断念して丸二年が経過した。次の候補地について、市長は「地盤の強固な適地を再度探したい」と地元紙に述べている。

(質問) 組合の令和五年度当初予算に最終処分場の最終候補地地質調査業務委託費が計上されている。候補地は何か所か。地質調査を行う候補地はどこか。  
(答弁) 当市から候補地一か所を選定し組合に通知。(場所についての答弁なし。)

(質問) 新たな候補地に建設する最終処分場は大日地区と同じ仕様(面積、計画埋立面積、計画埋立容量など)か。  
(答弁) 被覆型処分場とすること以外は未定。

(質問) 東京都八王子市では焼却灰をエコセメントとして全量資源化したことで、埋立処分量ゼロを継続している。参考になる先進事例と考えるがどうか。

(答弁) 情報を収集し検討する。  
(質問) 令和七年度の間処理施設の稼働に合わせて、可燃ごみとして収集している安田地区のプラスチック容器包装類なども資源ごみとして分別収集することになっているがスケジュールは。  
(答弁) 施設稼働時に混乱なく分別収集に移行できるようにする。

## 令和五年六月定例会



一 ごみ処理の現状と課題について  
(質問) ごみ収集運搬業務委託に関して、同一職員による不祥事がまた発覚した。市長としての責任を伺う。  
(答弁) 再発防止に努めていきたい。

(質問) 五泉地域衛生施設組合が発行する「広域ごみ処理施設整備ニュース」第二号によれば、広域化後、①可燃ごみ、粗大(可燃)ごみは「エネルギー回収型廃棄物処理施設」で、②不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみについては「マテリアリサイクル推進施設」で処理されると明記されている。これは現在、一部民間施設で行っている中間処理業務を廃止し、全量、広域化処理施設で行うという意味か。  
(答弁) 現在、一部民間施設で行っている中間処理業務は、広域化後も引き続き民間施設で処理する。

### 二 し尿処理の現状について

(質問) 阿賀野市合理化事業計画(令和元年度～五年度)は令和四年度に破綻したと考えるのが妥当と考えるが、市長の認識はどうか。  
(答弁) 合理化事業計画は終了したと認識している。

(質問) 破綻の根拠は、同計画策定と併せて阿賀野市環境事業公社と締結した協定書第二条第一項か。  
(答弁) 係争中(※)につき、答弁を差し控える。

(質問) 調査特別委員会に提出された合理化事業計画に基づく代替業務は全て随意

契約で環境事業公社に提供されていたのか。同計画の破綻後はこれらの業務はどうなっているのか。

(答弁)代替業務のすべては一者随意契約で事業公社と契約。同計画の破綻後は入札等に切り替えている。

(質問)同計画では、令和三年度からし尿の収集運搬車両台数を一台減車する計画になっている。減車分に見合う代替業務についてどのように対応したのか。

(答弁)係争中につき、答弁を差し控える。

※公社は令和五年一月、市に対し約六五〇〇万円の支払いを求め提訴した。

(新潟日報三月十五日付け)

## 令和五年九月定例会



### 一 県営ほ場整備事業の現状と課題について

(質問)当市を含む新発田地域振興局管内四市町全体のほ場整備率は五十九・九%。一方、当市は二十六・一%と管内最下位。粟島浦村を除く県内における順位と事業が遅れている要因は。

(答弁)県内においても最下位。安野川の改修など排水対策を優先的に進めてきたことや土地所有者の同意が得られなかったことが主因。

(質問)推進十八地区のうち、農家負担のない機構関連型が一地区しかないのはなぜか。

(答弁)一般型と比べて採択要件が厳しいため。

(質問)実施七地区における標準区画面積、中心経営体への集積率はどれくらいか。

(答弁)標準区画面積は五十から六十アール、集積率は事業完了後五年以内に百%達成を目標。

(質問)調査二地区、仮同意済六地区、仮同意予定四地区における標準区画面積、中心経営体への集積率はどれくらいか。

(答弁)今後地区の話し合いにより決定。

(質問)二割園芸の義務化はいつから始まったのか。義務化されている期間は。

(答弁)令和元年度採択の発久地区以降が対象。事業完了後五年以内に園芸作物の作付面積が二割以上になることを目標。

(質問)二割園芸の作物選定について、えだ

まめなど県や市が推奨する作物を栽培してもらおうような働きかけは行っているのか。

(答弁)JAや農家の意見を聞きながら、市が推進する高収益作物の中から選定。

(質問)事業推進に向けた市・土地改良区・農協の連携は。

(答弁)各地区に市やJA、土地改良区の関係機関による推進協議会を組織。事業達成の目的ごとに地元農業者で構成される各種委員会を設置。事業採択前は推進委員会を、事業採択後は営農、換地、工事委員会を設置。

### 二 阿賀野市公共施設等管理計画の進捗状況について

当市では平成二十九年二月に「阿賀野市公共施設等管理計画」を策定し、同計画は令和四年三月に更新された。また同年十一月に同計画の実施計画として「阿賀野市公共施設等総合管理計画第一期アクションプラン(令和四年～八年)」が策定された。

(質問)令和四年三月に行われた計画更新のポイントは何か。

(答弁)従前の計画に、長期的な維持管理費・更新等に係る経費を新たに追加したほか、施設の異動等による時点修正を行ったもの。

(質問)アクションプランの総合管理計画上の位置づけはどのようなものか。アクションプランの文言は令和四年三月に更新された総合管理計画中に記載されているが。

(答弁)公共施設等総合管理計画の下位計画として別に策定した公共施設長寿命化計画や橋梁長寿命化計画などの個別計画と同列の位置付けとなるもの。

(質問)総合管理計画第三章第二節(一)公共施設の将来目標量の設定の中で、「公共施設(建物)は、三十年間で延床面積を二十%削減する」とあるが、二十%の根拠は何か。また、削減目標を達成するための具体的な計画はあるのか。

(答弁)延床面積二十%削減の根拠は、三十年後の人口減少による税收減に加え、維持管理費の増加により厳しい財政状況が予想されることから、「阿賀野市人口ビジョン」における二〇二五年(平成二十七年)から二〇四五年(令和二十七年)までの

人口減少率を基に定めたもの。また削減目標達成のための具体的な計画については、アクションプランで施設毎に方針を定めて取組んでいく。

(質問)建物以外の公共施設(インフラ施設)については、保有量の削減目標が設定されていないが現状維持ということか。現在、用途廃止されている施設や近い将来、用途廃止される施設もあり、これらの施設の維持管理費も発生している。

(答弁)インフラ施設については、安全確保を最優先としていることから、削減目標は設定していないが、長寿命化計画の策定と予防保全による維持管理により更新費用の抑制に努めることとしている。

(質問)アクションプラン第二章(三)懸案施設の検討の中で、行政改革推進委員会から施設ごとの意見が掲載されている。市として委員会の答申をどのように受け止めているのか。また、どのような手順で行っているのか。「譲渡や廃止(※)を進める場合、その理由や手順を市民に分かりやすく丁寧に説明する必要があります。」との委員会の意見は、市民の立場に立った確かな指摘と評価しているが。

(答弁)議員ご指摘のとおり、市民の立場に立った確かな指摘と認識している。答申を真摯に受け止めこれからの取組みに反映していく。また理由や手順については、アクションプランにおいて五年間の取組計画を定め進めていく。

※行政改革推進委員会の答申によれば、安田体育館と京ヶ瀬体育館は「廃止」となっている。

